

## 倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務に関する仕様書

### 1 業務名

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務

### 2 業務の背景（本市の課題）

市内の若者が地元企業の職場像（職種・現場・働き方・成長機会）を具体的に把握しにくく、企業理解不足から「見学→体験→応募」に至る導線が弱い現状がある。

令和4年度から企業パンフレットを電子書籍で制作し市内の高校、短大、その他県外大学等に配布周知している他、インターンシップ支援等を実施しているが、企業の現場のリアルな様子を伝えるには至っていない。高校生を対象とした企業説明会も開催しているが、その後の個別の職場見学には繋がっていない現状がある。

また高校等が年に1回クラス単位で行っている工場見学では、大人数を受け入れられる地元企業は限られ、固定化してしまっている他、小規模な現場や危険な現場は受け入れが難しいなどの課題もある。

結果として、若者が地元企業を就職先として具体的に比較検討しにくく、地元就職の選択が起こりにくい構造となっている。

また近年本市への移住者が増加しており、中でも「就職」をきっかけに移住する方が多くなっているが、移住定住相談会等において企業の魅力を映像等を交えて発信することにより、さらなる移住者の増加が期待される。

### 3 業務の目的

デジタルの力を活用して前述した本市の課題解決に資する事業を実施することを目的とする。

具体的には、地元高校生や移住者をメインターゲットとして、VR等により企業の現場・職種・働き方を可視化し、高校・短大等と連携しコンテンツの中で実際の見学・職場体験へ繋がる導線を確保するとともに、制作したコンテンツを学校・就職支援の場・移住定住相談会において出来るだけ広くかつ多くのターゲットに利用してもらうことで、若者や移住者の地元定着の促進を目指す。

### 4 契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

### 5 業務内容

業務内容は、受託者が行う以下の業務に加え、公募型プロポーザル方式によるプレゼンテーションで、受託者が独自に企画提案した内容を事業費の範囲内で本業務の委託に反

映するものとする。

## (1)コンテンツ制作に関するもの

### ①3D 企業紹介コンテンツの制作

- 市内企業 10 社の社内や工場内等を 360 度撮影し、3D 空間をデジタル化し実際の空間を歩いているかのようなウォークスルー体験ができる企業紹介コンテンツ（以下、「3D コンテンツ」という）を制作する。
- 3D コンテンツ内ではポイントを設定し、テキストや静止画像、動画等を通して視聴者により多くの情報を共有し、企業の PR ができるものとする。なお、3D コンテンツ及び静止画像、動画等については撮影機材等を明示すること。
- 3D コンテンツ内で実際の職場見学を申し込める仕組みを取り入れること。
- 3D コンテンツを制作する市内企業 10 社は別途市が募集を行い、本業務受託者と相談の上決定するため、市内企業の選定方法や選定基準を記載すること。
- 市内企業の取材スケジュールや取材に当たっての注意事項等を予め明示すること。
- 可能な範囲で地元高校生等が 3D コンテンツの取材や制作に関わることで、最先端のデジタル分野に触れる実践的な学びの場の提供を目指すこと。
- 制作する 3D コンテンツは、頭に取り付けるウェアラブル端末に対応したものとし、没入感が高く企業見学が疑似体験できるようなものとする。
- 使用する 3D 空間撮影・配信ツールについては指定しないものとし、事業目的の達成に資する最適なものを提案すること。

### ②ウェアラブル端末の導入

- 上記①で制作した 3D コンテンツが視聴可能なウェアラブル端末を 5 台納品するものとする。
- 納品するウェアラブル端末のメーカー・機種等については指定しないものとし、事業目的の達成に資する最適なものを企画提案すること。

### ③ランディングページの制作

- 上記①で制作した 3D コンテンツを集約したランディングページを制作し、その活用方法やデザイン等の方向性について明示すること。

## (2)3D コンテンツを活用したイベントに関するもの

### ①3D コンテンツによる企業紹介イベントの開催

- (1)①で 3D コンテンツを制作した地元企業と連携した体験イベントを 1 回以上開催するもの。
- 地元の高校生や短大生、県内外の大学生等を対象とし、3D コンテンツをとおして市内企業の魅力を伝えることで地元就職を考えるきっかけとなるイベントとする。
- 提案に当たっては、日程や会場、参加者の募集方法等を明示すること。

### ②3D コンテンツ制作体験イベントの開催

- 主に小学生から中学生をターゲットとして、簡易的な 3D コンテンツの制作を体験

できるイベントを1回以上開催するもの。

- 現役のクリエイターから直接指導等を受けることで、最先端のデジタル技術に触れる機会を創出する。
- 提案に当たっては、日程や会場、参加者の募集方法等を明示すること。

### (3) 打ち合わせ協議

- 業務着手時、最低月1回程度の定例ミーティングを実施することで事業の進捗を適宜報告すること。

## 6 成果品

### ① 業務内容をまとめた実績報告書

### ② 上記の電子データ、制作した3Dコンテンツのデータ一式

### ③ 3Dコンテンツが視聴可能なウェアラブル端末5台

※電子媒体については、PDF及び加工可能なデータ（Word, Excel等）で作成したものとす。

※成果品に対して著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利は成果品の引き渡しと同時に委託者に移転し、及び著作者人格権を行使しないものとする。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。